

「会員処分制度整備関係について」のパブリックコメント募集の結果について

平成 29 年 3 月 13 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

本協会では、「会員処分制度整備関係について」につきまして、平成 29 年 1 月 17 日から平成 29 年 2 月 13 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その結果、当該期間に寄せられたご意見等は特にありませんでしたので、別紙 1、2 のとおり、当該規則について制定することと致します。当該規則については、平成 29 年 6 月 23 日付で施行となります。

以 上

本件に関するお問い合わせ
総務部
03-5280-0881

会員に対する処分等に係る手続に関する規則

平 29 . 3 . 13 制 定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 19 条に規定する会員に対する処分及び不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処 分 定款第 19 条第 1 項の規定に基づく処分をいう。
- (2) 弁明の手続 定款第 19 条第 5 項の規定に基づく弁明の手続をいう。
- (3) 不服の申立て 定款第 19 条第 9 項の規定に基づく不服の申立てをいう。

第 2 章 弁明の手続

(弁明通知書)

第 3 条 本協会は、弁明の手続を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明通知書」という。）を当該弁明の手続に係る会員に通知する。

- (1) 予定される処分の根拠となる規則の条項
- (2) 予定される処分の原因となる事実
- (3) その他本協会が必要と認める事項

2 前項の弁明通知書については、次に掲げる事項を教示する。

- (1) 会員は、次条第 1 項の弁明書を弁明通知書が到達した日から 14 日以内に、本協会に提出しなければならないこと。
- (2) 会員は弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する事故報告書（定款の施行に関する規則第 4 条の規定に基づく会員による報告書）及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。

3 本協会が、第 1 項の弁明通知書を発送した日から 30 日を経過する日においてもなお、当該弁明通知書が第 1 項の会員に到達したことが確認できない場合には、当該弁明通知書は当該 30 日を経過した日に当該会員に到達したものとみなす。

4 本協会が発送した弁明通知書が第 1 項の会員に到達しない場合、当該会員は、本協会が

当該弁明通知書を発送した日から 30 日を経過する日まで、本協会に対し、当該弁明通知書の写しの交付を求めることができる。

5 本協会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の会員に対し、前項の弁明通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該弁明通知書が当該会員に到達したものとみなす。

(弁明書等の提出)

第 4 条 前条第 1 項の弁明通知書を受領した会員は、当該弁明通知書が到達した日から 14 日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明書」という。）を本協会に提出しなければならない。

(1) 前条第 1 項第 2 号に掲げる事項に対する認否

(2) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に対する主張

2 本協会が発送した弁明通知書が前条第 1 項の会員に到達しない場合、当該会員は、当該弁明通知書を受領することなく、前項の弁明書を提出することができる。

(文書等の閲覧)

第 5 条 申立会員は、弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、第 3 条第 2 項第 2 号に規定する当該弁明の手續に係る事案に関する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

2 本協会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(弁明書等の提出がされない場合における弁明の手續の終結)

第 6 条 第 3 条第 1 項の弁明通知書を受領した会員が、弁明書を第 4 条第 1 項で定める期限内に提出しない場合には、特段の事情が認められない限り、弁明の手續を終結する。

第 3 章 処分通知及び公表

(処分通知書)

第 7 条 本協会は、定款第 19 条第 1 項の規定により処分を行う場合は、その旨を当該処分に係る会員に通知する。

2 前項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「処分通知書」という。）により行う。

(1) 処分の内容及び処分の根拠となる規則の条項

(2) 処分年月日

(3) 処分の原因となる事実

(4) その他本協会が必要と認める事項

3 前項の処分通知書においては、次に掲げる事項を教示する。

(1) 会員は、処分の内容について、処分の通知が到達した日から 10 日以内に、不服審査会に不服の申立てができること。

(2) 会員は、前号の不服の申立てを行う場合には、第 9 条第 1 項の不服申立書を提出す

ることにより行わなければならないこと。

- 4 本協会が、処分通知書を発送した日から 30 日を経過する日においてもなお、当該処分通知書が第 1 項の会員に到達したことが確認できない場合には、当該処分通知は当該 30 日を経過した日に当該会員に到達したものとみなす。
- 5 本協会が、発送した処分通知書が第 1 項の会員に到達しない場合、当該会員は、本協会が当該処分通知書を発送した日から 30 日を経過する日まで、本協会に対し、当該処分通知書の写しの交付を求めることができる。
- 6 本協会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の会員に対し、前項の処分通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該処分通知書が当該会員に到達したものとみなす。

(処分の公表)

第 8 条 本協会は、定款第 19 条第 1 項に基づく処分を行ったときは、その旨を各会員に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

第 4 章 不服の手続

(不服の申立て)

第 9 条 不服の申立ては、不服の申立てを行う会員（以下「申立会員」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不服申立書」という。）を不服審査会に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
 - (2) 処分内容及び年月日
 - (3) 処分通知書を受領した年月日
 - (4) 処分に対する不服の趣旨及び理由
 - (5) 不服の申立ての年月日
- 2 本協会が発送した処分通知書が第 7 条第 1 項の会員に到達しない場合、当該会員は、当該処分通知書を受領することなく、前項の不服申立書を提出することができる。
 - 3 不服申立書には、処分通知書の写しを添付しなければならない。
 - 4 不服申立書には、第 1 項第 4 号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。
 - 5 不服の申立ては、本協会による当該申立てに係る処分の効力を妨げない。

(不服審査)

第 10 条 不服審査会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下「不服審査」という。）し、その結果を申立会員に通知する。

- 2 申立会員は、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(不服審査の結果通知)

第 11 条 前条第 1 項の不服審査において不服の申立てに理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 不服の申立てに理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
- (3) 不服審査に係る処分について再審査を行わせる旨

2 不服審査において理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 不服の申立てに理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日

3 前2項の通知においては、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再 審 査)

第12条 第10条第1項の不服審査の結果、不服審査会が不服の申立てに理由があると認めた場合、本協会は、当該不服の申立てに係る処分について改めて審査（以下「再審査」という。）を行い、その結果を申立会員に通知する。

2 再審査の結果、不服の申立てに係る処分が不相当であると認められた場合、本協会は、当該処分を変更し又は取り消す。

3 本協会は、再審査において、再弁明の手続を行うものとする。

4 申立会員は、再審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(再弁明の手続)

第13条 本協会は、前条第3項の再弁明の手続を行う場合は、その旨を当該再弁明の手続に係る申立会員に通知する。

2 前項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 再審査において、前条第3項の再弁明の手続を行う旨
- (2) 再審査に係る処分の年月日
- (3) 第11条第1項第2号の決定の年月日
- (4) 再弁明の期日及び場所
- (5) 再弁明の手続に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

3 前項の通知においては、申立会員は、再弁明の手続が終結する時までの間、当該再弁明の手続に係る事案に関する事故報告書（定款の施行に関する規則第4条の規定に基づく会員による報告書）及びその添付書類等の閲覧を求めることができることを教示する。

(再弁明の期日)

第14条 定款第9条第2項に規定する申立会員の代表者又は代理人は、再弁明の期日に出席しなければならない。

(文書等の閲覧)

第15条 申立会員は、再弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、第13条第3項に規定する当該再弁明の手続に係る事案に関する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

2 本協会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(再弁明の手続)

第 16 条 再弁明の手続は、本協会が指名する本協会の役職員が主宰する。ただし、処分を行おうとする申立会員と特別の利害関係があると本協会が認めた者は、再弁明の手続を主宰することができない。

(再弁明の期日における審理の方式)

第 17 条 前条において再弁明の手続を主宰する役職員（以下、「主宰者」という。）は、最初の再弁明の期日の冒頭において、処分内容及び処分の根拠となる規則の条項、処分年月日並びに当該処分の原因となる事実を再弁明の期日に出席した者に対し説明するものとする。

- 2 申立会員の代表者又は代理人は、再弁明の期日に出席して、再弁明書及び証拠書類等を提出し、意見を述べ、主宰者の許可を得て本協会の職員に対し質問を発することができる。
- 3 申立会員の代表者又は代理人は、主宰者の許可を得て、補佐人を再弁明の期日に出席させることができる。
- 4 主宰者は、再弁明の期日において必要があると認めるときは、申立会員の代表者又は代理人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本協会の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、再弁明の期日に出席した申立会員の代表者又は代理人に対し、不服申立書及び証拠書類等を示すことができる。
- 6 再弁明の期日における審理は、本協会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
- 7 主宰者は、再弁明の期日における審理の結果、なお再弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに続行期日を指定することができる。
- 8 前項の場合においては、申立会員に対し、あらかじめ、続行期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、再弁明の期日に申立会員の代表者又は代理人が出席した場合には、当該再弁明の期日において当該申立会員の代表者又は代理人にこれを告知すれば足りる。

(申立会員の代表者又は代理人の欠席の場合における再弁明の手続の終結)

第 18 条 主宰者は、申立会員の代表者又は代理人が正当な理由なく再弁明の期日に出席しない場合には、当該申立会員の代表者又は代理人に対し改めて意見を述べ、再弁明書及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、再弁明の手続を終結することができる。

(再弁明の調書及び報告書)

第 19 条 主宰者は、再弁明の期日が開催された場合には、期日ごとに再弁明の手続の経過を記載した調書を作成し、主宰者のうち署名人に指定した者に署名及び捺印をさせ、当該調書を保存しなければならない。

- 2 主宰者は、再弁明の手続の終結後速やかに、処分の原因となる事実に対する申立会員の代表者又は代理人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに本協会に報告しなければならない。
- 3 申立会員は第 1 項の調書の閲覧を求めることができる。

(再弁明の手續の再開)

第20条 本協会は、再弁明の手續の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第2項の規定により提出された報告書を返戻して再弁明の手續の再開を命ずることができる。なお、第17条第8項本文の規定は、この場合について準用する。

(再審査の結果通知)

第21条 第12条第1項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 再審査の結果及び理由並びにその決定の年月日

2 前項の通知においては、再審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再審査の結果の公表)

第22条 本協会は、再審査の結果、不服の申立てに係る処分を変更し又は取り消す場合は、その旨を各会員に通知する。

2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。この場合、不服の申立てに係る処分についての第8条第2項の公表を中止するものとする。

附 則

この規則は、平成29年6月23日から施行する。

以 上

不 服 審 査 会 規 則

平29. 3. 13 制定

(目 的)

第1条 この規則は、定款第41条の2第4項の規定に基づき、不服審査会について必要な事項を定めることを目的とする。

(不服審査会の設置)

第2条 本協会に不服審査会を設ける。

(決議事項)

第3条 不服審査会は、本協会が行う定款第19条に規定する会員に対する処分その他の処分に係る不服の申立てに関する審査として、当該申立ての理由の有無について審議を行う。

(委 員)

第4条 不服審査会は委員3名以内をもって構成する。

2 不服審査会の委員は、学識経験者のうちから、会長が委嘱する。但し、規律委員会委員以外の者とする。

3 委員の任期は、その就任後2回目の通常総会の終了の時までとする。

4 補欠又は増員のため選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 不服審査会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員のうちから、会長が委嘱する。

(副委員長)

第6条 不服審査会に副委員長1人を置くことができる。

2 副委員長は、委員のうちから、会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を行い、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(不服審査会の招集)

第7条 不服審査会は、委員長が招集する。

(不服審査会の議決方法)

第8条 不服審査会の議決は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

2 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議決に参加することができない。

(書面による不服審査会)

第9条 委員長が適当と認めるときは、不服審査会の開催に代え、書面をもって委員の意見を求め

ることにより、不服審査会の決議に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 不服審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第11条 不服審査会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長が記名押印しなければならない。

(細目)

第12条 この規則で定めるもののほか、議事手続その他不服審査会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規則は、平成29年6月23日から施行する。

以 上

会員処分制度整備関係について

平成 29 年 3 月 13 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 規則制定の目的

会員の処分制度整備については、不服申立制度の新設や不服審査会の設置および会員の処分事務の明確化等に対応するため、会員処分の適正な運営を確保する目的から、今回協会規則の制定を行うこととします。

2. 方法等

協会規則の制定

3. 規則案の説明

(1) 規則案

別添の資料をご覧ください。

(2) 説明

① 会員に対する処分等に係る手続に関する規則

会員の処分手続きについて、会員処分時の弁明の手続、処分通知及び公表の手続、不服申立の手続等が明確化されていないため、会員の処分の適正な運営を確保する目的から、新設する定款第 19 条第 10 項に基づき「会員に対する処分等に係る手続に関する規則」を制定します。以下主要な事項は次のとおりです。

- ・ 弁明の手続き
現在、実行上行われている弁明の手続及び通知は、実質上行政手続法第 29 条及び第 30 条に準拠しており、これを明確化します。
- ・ 会員処分の公表方法
会員処分が行われた場合の公表方法として、従来より会員処分の決定後、一般 HP 及び会員向け HP に掲載し、日銀記者クラブへ資料配布することで全件を公表しており、その旨を規定しています。
- ・ 不服申立制度
定款第 19 条第 9 項に新設しました不服申立の手続きについて、具体的な手続きを規定します。

② 不服審査会規則

定款第 19 条第 9 項に規定しました不服申立について、申立会員から提出された不服申立書の理由の有無を審査する機関として、不服審査会を設置し、不服審査会の構成及び運営等に関する内容を規定するため、定款第 41 条の 2 第 4 項に基づき「不服審査会規則」を制定します。

4. 金融先物取引業務マニュアルへの追加等

特になし

5. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内 容	備 考
平成 29 年 1 月 13 日	自主規制部会	自主規制部会付議案の審議
平成 29 年 1 月 17 日	パブリックコメントの募集	2 月 13 日迄 6. を参照
平成 29 年 2 月 22 日	自主規制委員会	自主規制委員会付議案の審議
平成 29 年 3 月 13 日	理事会(書面)	規則案の決定 施行日は、平成 29 年 6 月 23 日となります。

6. 意見等の募集について

本規則案についてのパブリックコメント手続きを次のとおり実施することと致したい。

(1) 公表資料及び公表方法

一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

平成 29 年 1 月 17 日から平成 29 年 2 月 13 日

(3) 意見等の提出方法

郵送又は電子メール

(宛先)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-3-1 NBF

小川町ビルディング

一般社団法人 金融先物取引業協会 パブリックコメント係 宛

E-mail : public_comments_ffaj@ffaj.or.jp

(4) 意見等の処理等

① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対する回答案を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて規則案について修正します。

② ①の回答案及び修正した規則案について、当該修正が当初案の趣旨を変更するものでない場合には自主規制部会長の了承を得て自主規制委員会へ付議し、当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は自主規制部会長が必要と認める場合には、当該修正した規則案について自主規制部会に了解を得た上で、自主

規制委員会に付議するものとします。

(5) 協会規則の制定内容の公表

理事会で規則案が決定した後、一般ホームページにおいて意見等に対する回答等とともに公表します。

7. 施行後の取組状況の確認等

特になし

8. その他留意事項

特になし

以 上